

スーパーハイビジョン衛星放送受信環境の整備に貢献するSHマーク



SHマークは信頼の証

SHマークとは

SHマーク(スーパーハイビジョン受信マーク)は、BS・110度CS右左旋放送受信帯域に対応した機器のうち、一般社団法人 電子情報技術産業協会(JEITA)で審査・登録され、一定以上の性能を有するスーパーハイビジョン衛星放送受信に適した衛星アンテナ、受信システム機器に付与されるシンボルマークで、その性能を証明するものです。

SHマーク対象機器

BS・110度CS右左旋偏波受信アンテナ

(有効口径60cm以下のパラボリアンテナ)

ブースタ (1032~3224MHzを増幅する機器)

分配器 (2・3・4・5・6・8分配器)

壁面端子 (1端子・2端子分配型)

混合器・分波器 (CS・BS/U・V)

直列ユニット (1端子中継型・端末型、2端子中継型・端末型)

SHマーク登録機種一覧はJEITAのウェブサイトでご覧いただけます。



SHマーク登録機器は使って安心

遮へい性能が低い機器は、機器からの電波漏洩により他の無線サービスへ影響を与え通信速度の低下等を発生させます。また、他の無線機器等から影響を受け、4K・8K衛星放送に受信障害等が発生します。

このため、SHマーク登録制度運営規定では、電波漏洩に関する規格を規定しており(BS・110度CS右左旋偏波受信アンテナを除く)、その規格は、法制化された基準値より厳しい値です。

SHマーク登録機器は、ケーブルとの接続部分がコネクタタイプとなっており、機器本体も金属ケースを採用していますので、電波の漏洩を遮へいする性能だけでなく、外部からの不要な電波の飛び込みを遮へいする性能にも優れています。

スーパーハイビジョン衛星放送(4K・8K衛星放送)の受信には、SHマーク登録機器のご使用をお勧めします

電波漏洩に関する規定

4K・8K衛星放送の左旋で使用するアンテナ出力周波数帯において、同一周波数帯で既にサービスを実施している他の無線システム等への電波干渉が懸念されるため、受信設備からの電波漏洩に関する規定について法制化が行われ、2018年4月1日より施行されます。

電波漏洩に関する規定	法制化された電波漏洩基準値	SHマーク登録機器電波漏洩規格
距離3mにおける電界強度 (信号帯域幅: 33.7561MHz)	46.2dB μ V/m以下	40.2dB μ V/m以下
対象となる周波数帯 (MHz)	2224.41以上 3223.25未満	1032 ~ 3224

- BS・110度CSの左旋帯域を受信する設備において、アンテナ、同軸ケーブル、ブースタ、分配器、直列ユニット、壁面端子、混合器・分波器、及び受信機等で構成される受信設備からの電波漏洩は、法制化された電波漏洩基準値以下であることが必要です。
- 2018年3月31日までに設置された受信設備については、法制化された電波漏洩基準値に適合していなくても、当分の間、経過措置(当分の間、継続使用ができる措置)が設けられます。

スーパーハイビジョン衛星放送受信環境の整備に貢献するSHマーク



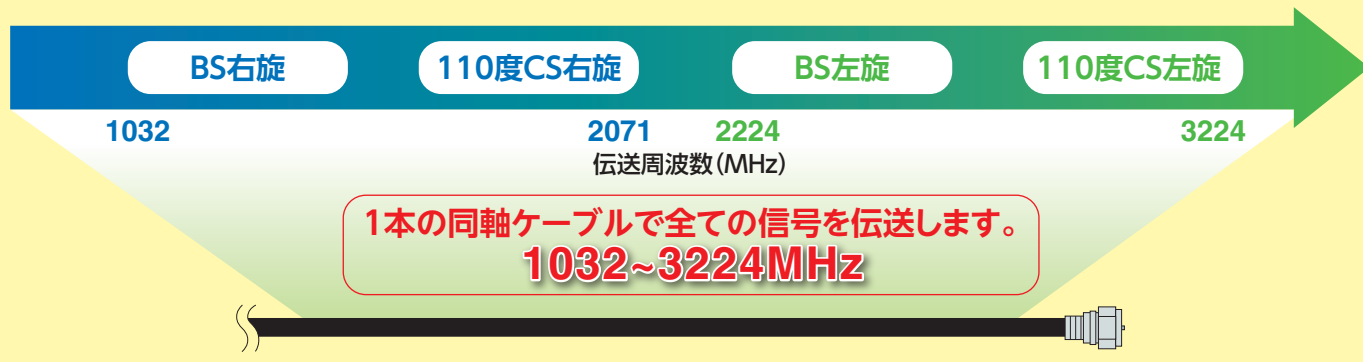
スーパーハイビジョン衛星放送の受信システムとは

戸建て住宅や集合住宅でテレビを視聴するためのテレビ放送配線システムの内、BS・110度CSで放送される全てのスーパーハイビジョン衛星放送(4K・8K衛星放送)が受信可能なシステムです。

衛星放送を受信するアンテナからのテレビ信号を増幅するブースタ(増幅器)やテレビ信号を分ける分配器、テレビ信号を取り出す壁面端子等があり、スーパーハイビジョン衛星放送の使用周波数帯域(3224MHz)まで対応している機器で構成されます。

スーパーハイビジョン衛星放送の周波数配列

スーパーハイビジョン衛星放送の受信システムは、BS・110度CSの右旋・左旋全ての放送信号を1032~3224MHzの周波数に配列し、1本の同軸ケーブルで宅内に伝送します。



スーパーハイビジョン衛星放送(4K・8K衛星放送) ホーム受信システム例

